平成２４年（フ）第１４号
宮城県登米市登米町寺池金沢山46番地　登米金沢山南第二住宅７号
債務者　荒井いづみ
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２４年（フ）第１５２号
秋田市港北新町３番19号
債務者　近藤　　誠
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５４号
秋田市泉中央２丁目23番22号　ハイツ工藤201号、前住所東京都東村山市野口町４－２－29　野口町ビル202
債務者　佐々木いづみ
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８７号
福島県郡山市深沢２丁目11番４号
債務者　支倉　義宗
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第１３０号
福井市花堂中１丁目12番１号　グランドゥール花堂Ａ101、旧住所福井市北四ツ居３丁目17番11号
債務者　髙村　宗裕
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１５０号
福井県あわら市二面41－８　出倉アパート６号室、住民票上の住所福井県あわら市二面第39号21番地
債務者　今村　重夫
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１６１号
福井県越前市家久町第90号８番地の18、旧住所福井県鯖江市西山町５番18号
債務者　長谷川光江
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１７０号
福井市御幸４丁目10番５号　北伸荘102号
債務者　山岡榮子こと　朱　　榮子
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５２号
長野県諏訪市城南１丁目2670番地１　小和田ハウス１号
債務者　村上あゆみ（旧姓柿原）
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第１９２号
奈良県生駒郡斑鳩町神南３丁目６番１号
債務者　大森　章平
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１５６号
高知県土佐市蓮池1396番地２
債務者　上村　典但
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第５７号
福岡県宮若市鶴田1777番地
債務者　谷口　雅志
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第１３４号
富山市八尾町水谷207番地26
債務者　新井　浩司
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４６号
富山市布市811番地１
債務者　小林　宣弘
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２１号
山口県岩国市楠町３丁目11番４－103号
債務者　中川　　進
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第３１号
高知県宿毛市大島７番６－10－１号
債務者　島﨑　雄司
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第３２号
高知県宿毛市大島７番６－10－１号
債務者　島﨑　まつ
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
高知地方裁判所中村支部